

小千谷市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和7年9月29日

小千谷市監査委員	小杉正一
同	上村行雄

小 監 第46号2

令和7年9月29日

小千谷市長 宮 崎 悦 男 様

小千谷市監査委員 小 杉 正 一

同 上 村 行 雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1 監査対象

小千谷中学校、片貝小学校、片貝中学校、片貝保育園

2 監査の期間

令和7年9月2日 ～ 令和7年9月29日

3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室及び教育・保育課執務室、現地監査対象場所

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

監査対象校及び保育園の事務の執行について、関係諸帳簿、財産及び物品の調査をするとともに、関係資料の提出及び関係者の説明を聴取して行った。

6 監査の結果

各学校及び保育園とも、諸帳簿整理、財産及び物品の管理について、おおむね適正と認めた。